

大阪府知事様

生駒市長 山下 真

東部大阪都市計画ごみ焼却場（四條畷市交野市ごみ焼却場）

の決定について（回答）

平成 24 年 10 月 23 日付総計第 1574 号で照会がありました、東部大阪都市計画ごみ焼却場の都市計画決定及び整備、運営については、影響を受ける本市自治会等の理解を得ていただくことを前提として、下記のとおり回答いたします。

記

【都市計画に関する事項】

- 1 都市計画法に基づき、本市住民の意見陳述の機会を設けていただきたい。
- 2 事業計画地に隣接する本市の区域は、都市計画マスタープランでは、みどりを守り育てる地区として位置づけ、景観計画では、自然景観区域と位置付けているので、施設の整備にあたり周辺景観との調和に十分配慮していただきたい。
- 3 ごみ収集車等の搬出入経路となる、本市域の国道 168 号線が混雑する場合は、本市及び道路管理者と混雑緩和に向け協議していただくとともに、必要な対応を講じていただきたい。

【環境に関する事項】

- 4 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の防止対策について、更にその影響が軽減されるべく万全の措置対策を講じていただきたい。
- 5 継続的に環境モニタリングを行い、その結果を本市及び住民に報告するとともに公表いただきたい。なお、環境モニタリングの調査内容については、事前

に本市と協議いただきたい。

【危機管理等に関する事項】

- 6 事故等の際の危機管理体制と四條畷市、交野市、生駒市の相互の連絡体制の構築をしていただきたい。
- 7 事故や災害時におけるごみ焼却施設の相互利用をはじめ、四條畷市、交野市、生駒市のより一層の連携と施設の相互利用を検討いただきたい。
- 8 ごみ焼却場稼働により、万一、本市住民との間に問題が生じたときは、都市計画決定権者において、誠意を持って対処いただきたい。